

# 【重要】高齢者世帯・障害者世帯の申込資格等を変更しました

## 変更点①

高齢者世帯の申込資格を「60歳以上」から「65歳以上」に変更

(申込資格)

申込者本人が65歳以上（昭和35年11月18日以前に生まれた方）であること。

ただし、変更による影響緩和の観点から、経過措置として、申込締切日時点で60歳以上の方は、これまでどおり申込可能です。

※経過措置の対象となる方の令和8年度以降の年齢（申込締切日時点）

年度	8年度	9年度	10年度	11年度
年齢	61歳以上	62歳以上	63歳以上	64歳以上

### 変更理由

より住宅に困窮している世帯の入居機会の拡大を図るため、申込資格の年齢を見直し、名古屋市における高齢者を対象とした施策の要件と合わせ、「60歳以上」から「65歳以上」に変更しました。

## 変更点②

55㎡以下の住宅を「単身可」（2人以上の世帯の申込可）から「**単身のみ**」（2人以上の世帯の申込不可）に変更

(55㎡以下)

高齢者世帯・障害者世帯の募集住宅一覧表のページの備考欄に「★単身のみ」と記載されている住宅については、単身の方のみ申込みできます。

### 変更理由

単身世帯からの入居希望が多いことを踏まえ、単身世帯の入居機会の拡大を図るため、55㎡以下の住宅を「単身可」（2人以上の世帯の申込可）から「単身のみ」（2人以上の世帯の申込不可）に変更しました。